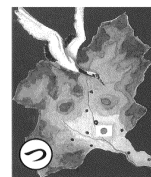




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月30日(金) 号外(第12号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(総務課)	2
訓 令	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	4

規則

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第四十号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中一の部から三の部までを削り、四の部を一の部とし、五の部から十五の部までを二の部から十二の部までとする。

別表第二第三号の表一の部十六の項中「第七項又は第九項」を「第九項又は第十一項」に改める。

別表第二第四号の表中一の部から三の部までを削り、四の部を一の部とし、五の部から二十の部までを二の部から十七の部までとし、同表二十一の部四の項中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同項を同部六の項とし、同部三の項の次に次のように加える。

四 第二十九条第二項の規定による有料老人ホームの変更の届出の受付
社務所長 洪川等保健福祉事務所

五 第二十九条第三項の規定による有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受付
社務所長 洪川等保健福祉事務所

別表第二第四号の表中二十一の部を十八の部とし、同表二十二の部中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から六の項までを三の項から五の項までとし、同部を同表十九の部とし、同表中二十三の部を二十の部とし、二十四の部から七十四の部までを二十一の部から七十一の部までとし、同表七十五の部一の項中「並びに同条第四項の規定による群馬労働局長への通知」を削り、同部を同表七十二の部とし、同表中七十六の部を七十三の部とし、七十七の部から九十五の部までを七十四の部から九十二の部までとする。

別表第二第五号の表一の部五の項中「及び第十八条の十三第一項」を「、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に改め、同部六の項及び七の項中「及び第十八条の十三第二項」を「、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、同部中二十の項を二十四の項とし、十九の項の次に次のように加える。

二十 第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付
環境森林事務所 所長及び環境事務所

二十一 第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受付
環境森林事務所 所長及び環境事務所

二十二 第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受付
環境森林事務所 所長及び環境事務所

二十三 第十八条の二十六の規定による水銀排出施設設置届出者に対するその届出に係る水銀排出施設の計画の変更又は廃止の命令
環境森林事務所 所長及び環境事務所

別表第二第五号の表二の部中「及び第十条の三」を「、第十条の三及び第十条の六」に改め、同表六の部二の項中「及び同条第二項」を「、同条第二項」に、「報告の受付」を「提出の受付及び同条第三項に規定する調査の結果の報告の受付」に改め、同表十五の部中二十七の項を二十八の項とし、十八の項から二十六の項までを十九の項から二十七の項までとし、十七の項の次に次のように加える。

十八 第十二条の七第九項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る軽微な変更の届出の受付
環境森林事務所 所長及び環境事務所

別表第二第五号の表十六の部中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 第六条の七の二の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る収集等の全部又は一部の廃止の届出の受付
環境森林事務所 所長及び環境事務所

別表第二第五号の表十七の部に次のように加える。

五 第八条の三十八の十一の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る報告書の受付
環境森林事務所 所長及び環境事務所

別表第二第六号の表四の部を次のように改める。

四 種苗法(平成十年法律第八十号)第八十二条第一項の規定による指定種苗の集取(第六十一条第一項の基準の遵守状況の確認に係るものに限る。)
種苗法施行令(平成十年政令第三百六)第六十五条の規定による報告命令又は書類の提出命令(第六十一条第一項の基準の遵守状況の確認に係るものに限る。)
農業事務所長

十八号)第六
条の規定によ
り知事が行う
こととされた
ものに限
る。

別表第二第六号の表二十三の部一の項中「(第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)」を削り、「及び第九十六条の二第五項」を、「第九十六条の二第七項及び第九十六条の三第五項」に、「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同部二の項中「第六十八條第二項」を「第六十八條第四項」に改め、同部五の項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第二項」に、「第四十九條第一項」を「第九十六条の二第六項」に、「同意」を「報告の受付」に改め、同部七の項中「第九十六条の二第一項」を「第九十六条の三第一項」に改め、同部九の項中「及び農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に改め、「及び第九十六条の三第五項」及び「第九十六条の二第七項」を削り、同表三十五の部十三の項中「市町村」を「管内の市町村」に改め、同部十七の項中「新規就農者確保事業の事業計画」を「農業次世代人材投資事業の経営開始型交付計画」に改め、同部を同表三十六の部とし、同表中三十四の部を三十五の部とし、二十四の部から三十三の部までを二十五の部から三十四の部までとし、二十三の部の次に次のように加える。

二十四 農産物 検査法(昭和 二十六年法律 第二百四十四 号)(農産物 検査法施行令 (平成七年政 令第三百五十 七号)第五十 五条第一項の規定 により知事が 行うこととさ れたものに限 る。)	第三十一条第二項の規定による職員による 登録検査機関への立入調査又は質問の実施 (農産物検査法施行令第五條第一項第一号に 規定する地域登録検査機関の検査場所に関す るものに限る。)	農業事務所長
--	--	--------

別表第二第八号の表中六十四の部を六十五の部とし、四十八の部から六十三の部までを四十九の部から六十四の部までとし、同表四十七の部三の項中「認定」の下に「同条第四項の規定による建築主事の同意の取得及び同条第十項の規定による建築主事への認定の通知」を加え、同部を同表四十八の部とし、同表四十六の部中十の項を十一の項とし、五の項から九の項までを六の項から十の項までとし、四の項の次に次のように加える。

五 第十七條第五項の規定による建築主事へ
の計画の通知
前橋等土木事
務所長

別表第二第八号の表中四十六の部を四十七の部とし、十四の部から四十五の部までを十五の部から四十六の部までとし、十三の部の次に次のように加える。

十四 災害対策 基本法	一 第七十六条の六第一項の規定による車両 等の移動その他緊急通行車両の通行の確保 に必要な措置(以下この部において「車両 移動等の措置」という。)の命令 二 第七十六条の六第二項の規定による指定 道路区間の周知 三 第七十六条の六第三項の規定による車両 移動等の措置の実施 四 第七十六条の六第四項の規定による土地 の一時使用及び障害物の処分 五 第七十六条の七第一項の規定による市町 村道に係る第七十六条の六第一項の規定に よる指定若しくは命令又は同条第三項若し くは第四項の規定による措置をとるべきこ との指示 六 第八十二条第一項の規定による車両移動 等の措置に伴う損失補償	土木事務所長 土木事務所長 土木事務所長 土木事務所長 土木事務所長 土木事務所長
----------------	--	--

別表第八中四十の項を四十二の項とし、三十九の項を四十の項とし、同項の次に次のように加える。

四十一 法第二十二條の二十五の規定により 知事が囑託を受けた他の地方団体に係る犯 則事件の調査	行政県税事務 所長及び自動 車税事務所長
---	----------------------------

別表第八の三十八の項の次に次のように加える。

三十九 法第一章第十六節の規定による犯則 事件の調査及び処分(法第二十二條の第三 一項の規定による徴税吏員の指定に関する 事項を除く。)	行政県税事務 所長及び自動 車税事務所長
---	----------------------------

別表第十中五十一の項を五十二の項とし、二十四の項から五十の項までを二十五の項から五十一の項までとし、二十三の項の次に次のように加える。

二十四 群馬県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成三十年群馬県条例第八号。以下この項において「整備条例」という。)第一条の規定による廃止前の群馬県立女子大学条例(昭和五十四年群馬県条例第四十七号)第二条の群馬県立女子大学(次表一の項において「女子大学」という。)及び整備条例第一条の規定による廃止前の群馬県立県民健康科学大学条例(平成十六年群馬県条例第六十四号)第二条の群馬県立県民健康科学大学(同表十の項において「県民健康科学大学」という。)に係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務	会計局審査課 の出納員
---	----------------

別表第十一中二十九の項を三十一の項とし、九の項から二十八の項までを十一の項から三十の項までとし、八の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十 県民健康科学大学に係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務	会計局審査課 の出納員	健康福祉課の 分任出納員
--------------------------------------	----------------	-----------------

別表第十一中七の項を八の項とし、一の項から六の項までを二の項から七の項までとし、同表に一の項として次のように加える。

一 女子大学に係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務	会計局審査課 の出納員	総務部総務課 の分任出納員
----------------------------------	----------------	------------------

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二第三号の表一の部十六の項の改正規定は、同月二日から施行する。

訓 令

群馬県訓令甲第五号

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成三十年三月三十日
 群馬県知事 大澤 正明
 県庁
 地域機関
 専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県知事 大澤 正明

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改定する。

第二条第三号中「観光局長」を「コンベンション推進局長及び観光局長」に改める。第四条第四項中「教育長」を「教育次長」に改める。

別表第三第一号の表総務部(危機管理監に係るものを除く。)の部市町村課の項第五号(一)中「市町村が設立する」を削り、同号(二)から(四)までの規定中「市町村が設立した」を削り、同表企画部の部情報政策課の項を削り、同表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項に次の一号を加える。

六 群馬県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(平成三十年群馬県条例第四十一号)に基づく次の事務

(一) 第二条の規定により、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を指定すること。

別表第三第一号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第一号(七)中「第十九条の十」を「第十九条の十一」に改め、同号(七)を(八)とし、(八)から(九)までを(九)から(十)までとし、同号(九)中「第十九条の五」の下に「(第十七条の二第三項及び第十九条の十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(十)を(十一)とし、(十一)を(十二)とし、同号(十一)中「産業廃棄物処理施設」の下に「(その処理施設が第十五条の二の五の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されている場合における当該処理施設(排出事業者の自己処理施設を除く。))を含む。」を加え、同号(十二)を(十三)とし、(十三)から(十四)までを(十四)から(十五)までとし、四の次に次のように加える。

(五) 第十二条の七第三項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定をすること。

(六) 第十二条の七第十項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を取り消すこと。

別表第三第一号の表農政部の部技術支援課の項第二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、(一)及び(二)を削り、同号(三)中「第四百三十三条の二第二項」を「第二百二十二条第二項」に改め、同号(三)を同号(一)とし、同部農村整備課の項第一号(十)中「第八十七条の三第四項」を「第八十八条第四項」に改め、同号(十一)中「第八十七条の三第七項」を「第八十八条第七項」に改め、別表第三第二号の表会計局の部会計課の項第一号中(一)を削り、(二)を(一)とし、別表第三第三号の表市町村課の項第十号(一)中「市町村が設置する」を削り、同号(二)中「市町村が設置する」を削り、「地方独立行政法人」の下に「対し、」を加え、同号(三)中「市町村が設置する地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為が地方独立行政法人法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき」と認めるときに「市町村が設置する」及び「又はその役員若しくは職員の行為が地方独立行政法人法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき」と認めるときに「市町村が設置する」を削り、「とる」を「講ず」に改め、同表企画部の部情報政策課の項を削り、同表(一)も未来部の部(一)も政策課の項第一号(二)を同号(四)とし、同号(一)の次に次のように加える。

- (二) 第五十六条第四項の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること（監査指導課の所管に係るものを除く。）。
- (三) 第五十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること（監査指導課の所管に係るものを除く。）。
- (四) 第五十九条第三項の規定により、無認可児童福祉施設を設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること（子育て・青少年課及び児童福祉課の所管に係るものを除く。）。
- (五) 第五十九条第四項の規定により、同条第三項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること（子育て・青少年課及び児童福祉課の所管に係るものを除く。）。
- 別表第三号の表ことも未来部の部ことも政策課の項に次の一号を加える。
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に基づく次の事務**
- (一) 第五十六条第一項の規定により、特定教育・保育提供者に対し報告等を命じ、特定教育・保育提供者等に対し出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を検査させること（子育て・青少年課の所管に係るものを除く。）。
- (二) 第五十七条第一項の規定により、特定教育・保育提供者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること（子育て・青少年課の所管に係るものを除く。）。
- (三) 第五十七条第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること（子育て・青少年課の所管に係るものを除く。）。
- 別表第三号の表ことも未来部の部子育て・青少年課の項第二号(四)及び(五)の下に「（子ども政策課及び児童福祉課の所管に係るものを除く。）」を加え、同号(五)の下に「（児童福祉課の所管に係るものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。
- 八 子ども・子育て支援法に基づく次の事務**
- (一) 第五十五条第二項第三号、第三項及び第四項の規定により、特定教育・保育提供者からの業務管理体制の整備に関する届出等を受け付けること。
- (二) 第五十六条第一項の規定により、特定教育・保育提供者に対し報告等を命じ、特定教育・保育提供者等に対し出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を検査させること（子ども政策課の所管に係るものを除く。）。
- (三) 第五十七条第一項の規定により、特定教育・保育提供者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること（子ども政策課の所管に係るものを除く。）。
- (四) 第五十七条第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること（子ども政策課の所管に係るものを除く。）。
- (五) 第五十七条第三項及び第四項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。
- 別表第三号の表ことも未来部の部児童福祉課の項第二号(四)及び(五)の下に「（子ども政策課及び子育て・青少年課の所管に係るものを除く。）」を加え、同号(五)の下に「（子育て・青少年課の所管に係るものを除く。）」を加える。
- 別表第三号の表健康福祉部の部監査指導課の項第一号に次のように加える。
- (三) 第五十六条第四項の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること（子ども政策課の所管に係るものを除く。）。
- (四) 第五十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること（子ども政策課の所管に係るものを除く。）。
- 別表第三号の表健康福祉部の部監査指導課の項第五号(六)から(八)までを削り、(九)を(六)とし、(七)から(八)までを(七)から(九)までとし、(九)を(十)とし、その次に次のように加える。
- (六) 第百十四条の二の規定により、介護医療院の開設者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を検査させること（介護高齢課の所管に係るものを除く。）。
- (七) 第百十四条の五第一項の規定により、介護医療院の開設者に対し、第百十一条第二項の厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年群馬県条例第十七号）で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有し、同条例で定める運営に関する基準に適合し、又は同条例で定める便宜の提供を適正に行うことを勧告すること（介護高齢課の所管に係るものを除く。）。
- (八) 第百十四条の五第二項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること（介護高齢課の所管に係るものを除く。）。
- 別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第二号に次のように加える。
- (八) 第二十九条第一項の規定により、有料老人ホームの設置の届出を受け付けること。
- (九) 第二十九条第十項の規定により、同条第九項の規定により報告された事項を公表すること。
- (十) 第二十九条第十三項の規定により、有料老人ホームの設置者に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (十一) 第二十九条第十四項の規定により、有料老人ホームの設置者に対し、事業の制限又は停止を命ずること。
- (十二) 第二十九条第十五項の規定により、同条第十三項又は第十四項の規定による命令をした旨を公示すること。
- (十三) 第二十九条第十六項の規定により、同条第十四項の規定による命令をした旨を市町村長に通知すること。
- 別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第四号(四)を削り、(五)を(四)とし、(六)から(八)までを(五)から(七)までとし、(九)を(八)とし、その次に次のように加える。

(四) 第七十条の二第四項において準用する第七十条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を更新すること。

別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第四号(四)及び(五)を次のように改める。

(四) 第七十八条の規定により、指定居宅サービス事業者の名称等を公示すること。

(五) 第八十六条の二第四項において準用する第八十六条第一項の規定により、指定介護老人福祉施設の指定を更新すること。

別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第四号中(四)から(五)までを削り、(四)を(五)とし、(五)から(六)までを(四)から(五)までとし、(六)を(六)とし、その次に次のように加える。

(六) 第九十三条の規定により、指定介護老人福祉施設の名称等を公示すること。

別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第四号中(四)を(五)とし、(五)を(六)とし、その次に次のように加える。

(七) 第九十四条の二第四項において準用する第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設の許可を更新すること。

別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第四号中(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、同号(八)中「第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除く」を「厚生労働省令で定める」に改め、「変更」の下に「若しくは再開」を加え、同号(八)を同号(九)とし、同号(九)を同号(十)とし、同号(十)中「施設」を「施設等」に改め、同号中(九)を(十)とし、(十)から(十一)までを(九)から(十)までとし、(十一)を(十一)とし、その次に次のように加える。

(八) 第九十四条の二の規定により、介護老人保健施設の名称等を公示すること。

別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第四号中(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、(八)を(九)とし、(九)を(十)とし、その次に次のように加える。

(九) 第九十七条第一項の規定により、介護医療院の開設を許可すること。

別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第四号中(六)を(七)とし、(七)から(八)までを(六)から(七)までとし、(八)を(八)とし、その次に次のように加える。

(十) 第九十五条の十の規定により、指定介護予防サービス事業者の名称等を公示すること。

(十一) 第九十五条の十一において読み替えて準用する第七十条の二において準用する第九十五条の二の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定を更新すること。

別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第四号中(七)を(八)とし、(八)から(九)までを(七)から(八)までとし、(九)を(九)とし、その前に次のように加える。

(九) 第九十七条第二項の規定により、介護医療院の入所定員等の変更を許可すること。

(十) 第九十八条第四項において準用する第九十七条第一項の規定により、介護医療院の開設の許可を更新すること。

(十一) 第九十九条第一項の規定により、介護医療院を管理する医師を承認すること。

(十二) 第九十九条第二項の規定により、医師以外の者に介護医療院を管理させることを承認すること。

(十三) 第一百零二条第一項第四号の規定により、広告事項を許可すること。

(十四) 第一百零三条第一項の規定により、厚生労働省令で定める事項の変更若しくは再開の届出を受け付け、又は同条第二項の規定により、廃止若しくは休止の届出を受け付けること。

(十五) 第一百零四条の二の規定により、介護医療院の開設者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を検査させること(監査指導課の所管に係るものを除く。)

(十六) 第一百零四条の三の規定により、介護医療院の開設者に対し、施設等の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。

(十七) 第一百零四条の四第一項の規定により、介護医療院の開設者に対し、介護医療院の管理者の変更を命ずること。

(十八) 第一百零四条の五第一項の規定により、介護医療院の開設者に対し、第一百零一条第二項の厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有し、同条例で定める運営に関する基準に適合し、又は同条例で定める便宜の提供を適正に行うことを勧告すること(監査指導課の所管に係るものを除く。)

(十九) 第一百零四条の五第二項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること(監査指導課の所管に係るものを除く。)

(二十) 第一百零四条の五第三項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は業務の停止を命ずること。

(二十一) 第一百零四条の五第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。

(二十二) 第一百零四条の六第一項の規定により、介護医療院の開設の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(二十三) 第一百零四条の七の規定により、介護医療院の名称等を公示すること。

別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第四号に次のように加える。

(二十四) 地方自治法施行令第七十四条の四十九の十一の二第二項の規定により読み替えて適用する介護保険法第七十条第一項又は第九十四条第一項の規定により、同意を行うこと。

別表第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項に次の一号を加える。

九 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)に基づく次の事務(サービス付き高齢者向け住宅の運営基準に係るものに限る。)

(一) 第二十五条第一項の規定により、登録事業者に対し、登録事項の訂正を申請すべきことを指示すること。

体又は農地中間管理機構」に改め、同号(五)を同号(四)とし、同号(五)中「又は農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に改め、同号(五)を(四)とし、(六)から(八)までを(五)から(七)までとし、(九)を削り、同号(七)中「第八十七条の三第七項」を「第八十八条第七項」に、「変更する」を「変更し、又は廃止する」に改め、同号(七)を同号(六)とし、同号(八)中「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同号(八)を同号(七)とし、同号(九)の次に次のように加える。

(八) 第八十七条の四第一項の規定により、県営緊急耐震工事計画を定めること。

(九) 第八十七条の五第一項の規定により、県営応急工事計画を定めること。

別表第三第三号の表農政部の部農村整備課の項第六号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改め、同号(一)中「独立行政法人森林総合研究所事業」を「森林研究・整備機構事業」に改める。

別表第三第三号の表農政部の部農村整備課の項第十三号を次のように改める。

十三 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)に基づく次の事務

(一) 第五条第一項の規定により、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を定めること。

(二) 第六条第四項の規定により、市町村が作成した農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の協議を受けること。

別表第三第三号の表県土整備部の部監理課の項第二号(一)中「こと」の下に「(道路管理課の所管に係るものを除く。)」を加え、同部道路管理課の項第一号(四)を(五)とし、(五)を(四)とし、(六)の次に次のように加える。

(六) 第九十条第二項の規定により、認定道路内の国有財産の無償貸付又は譲与を受けること(監理課の所管に係るものを除く。)

別表第三第三号の表県土整備部の部道路管理課の項第十一号を第十二号とし、第十号の次に次のように加える。

十一 災害対策基本法に基づく次の事務

(一) 第七十六条の六第一項の規定により、災害時に車両を移動する道路の区間を指定すること。

(二) 第七十六条の六第二項の規定により、指定道路区間を周知させる措置をとること。

別表第三第三号の表県土整備部の部住宅政策課の項第七号中「(平成十三年法律第二十六号)」を削り、同号(六)中「保健福祉事務所及び福祉事務所」を「介護高齢課」に改め、同号(七)中「保健福祉事務所」を「介護高齢課」に改め、同号(八)中「保健福祉事務所及び福祉事務所」を「介護高齢課」に改める。

別表第五保健福祉事務所(渋川保健福祉事務所、伊勢崎保健福祉事務所、富岡保健福祉事務所、吾妻保健福祉事務所、利根沼田保健福祉事務所、太田保健福祉事務所及び館林保健福祉事務所に限る。)の項を削り、同表農業事務所の項第十号(四)中「第八十七条の二第六項」を「第八十七条の二第十項」に、「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改め、同号(五)中「第一百十三条の三」を「第一百十三条の四」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三第一号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項に一号を加える改正規定及び別表第三第三号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項に二号を加える改正規定は同年六月十五日から、同表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第一号(九)の改正規定は平成三十二年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
